

川越市グリーンツーリズム拠点施設条例

令和4年6月28日

令和4年条例第14号

(設置)

第1条 本市は、農のある生活を楽しむ場の提供による市民の健康的でゆとりのある生活の実現及び農業関係者に対する研修等の場の提供によるその資質の向上に資するとともに、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、川越市グリーンツーリズム拠点施設（以下「拠点施設」という。）を川越市大字伊佐沼887番地に設置する。

(業務)

第2条 拠点施設の業務は、次のとおりとする。

- 一 農業との触れ合いの機会の提供に関する事。
- 二 農業についての研修、学習及び研究に関する事。
- 三 地域の自然及び食文化の学習に関する事。
- 四 市民その他の都市住民と農業関係者との交流の促進に関する事。
- 五 農業及び観光に係る情報の発信に関する事。
- 六 拠点施設の利用に関する事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

(施設)

第3条 前条各号に掲げる業務を行うため、拠点施設に次に掲げる施設を置く。

- 一 農業ふれあいセンター
- 二 体験農園
- 三 緑地広場
- 四 大屋根広場
- 五 その他前各号に掲げる施設に附属する施設

(行為の禁止)

第4条 拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条第1項の許可を受けた者が第三号ロ又はハに掲げる行為をしようとする場合において、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- 一 拠点施設の施設、設備又は物品を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 指定された場所以外の場所における次に掲げる行為
 - イ 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - ロ 火気を使用すること。

ハ 車両を乗り入れ、又は止め置くこと。

ニ ごみその他の汚物を捨てること。

四 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるような行為

五 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理に支障を及ぼす行為

(行為の制限)

第5条 拠点施設のうち緑地広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 行商その他これに類するものを行うこと。

二 業として写真、映画等を撮影すること。

三 興行を行うこと。

四 競技会、集会、展示会その他これらに類するものを行うため、緑地広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項の許可（以下「行為許可」という。）に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該行為許可をしてはならない。

一 公共の福祉を害するとき。

二 設置の目的に反するとき。

三 管理上支障があるとき。

3 市長は、行為許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該行為許可に係る行為について条件を付けることができる。

(利用許可)

第6条 拠点施設のうち、農業ふれあいセンターの施設及び大屋根広場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可（以下「利用許可」という。）について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、同項及び同条第3項中「行為許可」とあるのは「利用許可」と、同条第2項中「行為が」とあるのは「利用が」と同条第3項中「行為に」とあるのは「利用に」と読み替えるものとする。

(使用料)

第7条 行為許可を受けた者（次条第一号及び第11条において「行為者」という。）にあつては別表第1に定める使用料を、利用許可を受けた者（同条及び同条において「利用者」という。）にあつては別表第2に定める使用料を許可と同時に納付しなければならない。

2 別表第2に掲げる農業ふれあいセンターの設備を利用する者（次条第一号及び第13条において「設備利用者」という。）は、同表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 一 行為者若しくは利用者（以下「行為者等」という。）又は設備利用者の責めに帰することができない事由により、行為許可若しくは利用許可（次号及び第三号において「行為許可等」という。）に係る施設又は設備を利用することができないとき。
- 二 拠点施設の管理上特に必要があるため、市長が行為許可等を取り消したとき。
- 三 行為者等が使用料の全額を納付した後、規則で定める期日までに行為許可等の取消しの申出を行い、市長が当該行為許可等を取り消したとき。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(行為許可等の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為許可を取り消し、若しくは当該行為許可に係る行為を制限し、若しくは行為の条件を変更し、又は利用許可を取り消し、若しくは当該利用許可に係る利用を停止し、若しくは利用の条件を変更することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第5条第3項（第6条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
- 三 市長が特に必要があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 行為者にあつてはその行為の権利を、利用者にあつてはその利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第12条 行為者等は、拠点施設の利用に当たり、特別の設備をし、又は既存の設備を移動しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 行為者等及び設備利用者は、拠点施設の施設、設備又は物品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは現状に回復し、又は市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 川越市農業ふれあいセンター条例（平成元年条例第36号）は、廃止する。
- 3 利用許可その他拠点施設の利用のための必要な準備は、この条例の施行前においても行うことができる。